

見る 読む つながる



広報まつぶし

MATSUBUSHI

2022

6

JUNE

No.637



まつぶしご近所さん体操のボランティア指導員の皆さん

あふれる笑顔 ご近所さん体操

# 撮り松〜!

〜写真を素敵に撮るコツを教えます〜

問合せ 総務課 秘書広報担当 ☎991-1898

スマートフォンカメラやデジカメ、一眼レフカメラなどが普及し、以前よりは写真を撮ることが身近になりました。お子さんやお孫さんの成長、普段の何気ない一コマ、ペットやお庭のお花、料理写真などを撮って楽しんだり、SNS映えを意識して写真を撮ったりしていませんか。ふと、見返したときに「もっと上手に簡単でおしゃれな写真の撮り方のコツがあるといいな」と思うこともあるのではないのでしょうか。

そこで、松伏町文化協会に所属している「まつぶしフォトクラブ」の皆さんに写真の撮り方のコツを教えてくださいました。すぐに実践できる写真の撮り方のコツばかりです。いつもと違ったワンランク上の素敵な写真を撮りませんか。



## まつぶしフォトクラブとは・・・

現在、会員数5名。デジタル一眼レフカメラ、携帯、スマートフォンでの撮影が主流です。

写真プリントに使用する機器は、フォトクラブで所有しています。枚数限定で個人使用できます。L版サイズ～A4サイズまでモノクロ、カラープリントも自分好みにカラー調整し、プリントできます。

**活動日** 月2回、第2・第4日曜日 13:00～16:00 撮影会月1回



(左から) 鈴木孝さん、石田文枝さん、高鹿利夫さん、大杉朋義さん

**風景撮影について**…ポイント位置を確認する。大伸ばししたい時は、画角(※1)をファインダー内で調整するか小さめにする。オートブラケット(※2)撮影で行う。

**人物撮影について**…顔に建物、木立の枝などの影が入らないよう注意する。人物の中心に細いポール、樹木の幹は避ける。逆光に注意、顔が暗くなる対策としてストロボを使用する。

### 撮影を楽しむポイント

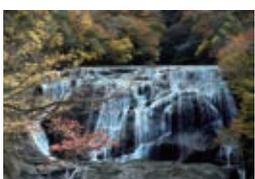
オート撮影、ブラケット設定で失敗しないカメラマンになりきる!



フォトクラブの方の撮影作品をご紹介します!



石田文枝さん撮影



高鹿利夫さん撮影



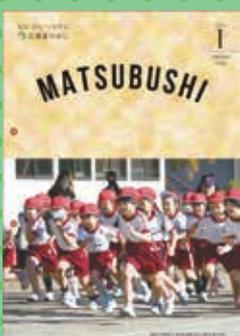
大杉朋義さん撮影



鈴木孝さん撮影

## 広報紙表紙チョイス!

昨年度撮影の担当イチオン 広報まつぶし表紙写真をご紹介します。



松伏小学校の持久走大会の様子です。スタートの合図で一気にスタートを切り、児童たちのワクワク、ドキドキが伝わる一枚になりました。



小規模特認校の金杉小学校の特色の一つ「稲作体験の様子」です。地域の方と触れ合いながら稲作体験の様子をお届けできたのではないのでしょうか。

# スマホ写真の撮り方 ワンポイントレッスン

実際に、スマートフォンを使って、お子さんやお孫さんの最高にステキな一枚を撮影しましょう！



## 撮影前に…

- ① **レンズをメガネクロスなど柔らかい布でキレイにする**  
レンズに指紋や汚れが付いていて、曇った状態になっていることが多い！
- ② **グリッド線(※3)をカメラの設定でセットしておく**  
線が交わっている場所に主題をおくとバランスの良い写真になるよ！

## 人物編

- ① **雰囲気作りが大切！**  
撮影前にコミュニケーションをとって、場を和ませておきましょう。
- ② **椅子に座って撮影するのもOK**  
座るとリラックスした表情が出やすく、姿勢を美しくキープすると、首が長く見え、キレイに映ります。
- ③ **撮影に角度をつけるべし！**  
真正面からよりも、体を横にして顔を正面に向けてもらうと顔に焦点があたり、少し上から撮影すると見上げた感じで表情が豊かになります。
- ④ **自然な呼吸でOK**  
撮影するときに呼吸を止めてしまう人が多いのですが、自然な呼吸を心がけ、リラックスしてもらいましょう。
- ⑤ **光がポイント！**  
自然光など顔全体に柔らかい光が当たる場所を選んで撮影すると美しい雰囲気になるります。



### 子どもを撮影するときのポイント

子どものお腹位の高さからカメラを構えて、子どもの目線くらいから撮影すると生き生きとした表情が撮影できます！



## ペット編

- ① **タイミングを見計らうべし！**  
ペットの体調や生活リズムの中で良いタイミングで撮影する。
- ② **複数で撮影するべし！**  
あやす人と撮影する人がいると良い。おやつなどで「待て」をしている間や、ねこじゃらしやおもちゃなどであやしている間に撮影してみるといいかも！
- ③ **小物で勝負！**  
ペットの周りにかわいいものなどを置くと映えポイントアップ！
- ④ **声をかけながら撮影すべし！**  
「いいね！素敵だね」など声をかけ気持ちをこちらに向けてもらいましょう。



## 初心者でも安心！カメラの基本用語説明

### 画角とは(※1)

カメラで撮影する時に、画面に写る範囲のことです。

### ブラケットとは(※2)

同じ構図で設定を変えながら複数の写真を撮影する方法です。自動でブラケット撮影をする場合は、オートブラケット設定を選んでください。

### グリッド線とは(※3)

画面に垂直と水平に引かれた線であり、9つの格子状領域(グリッド)に分割している線のことです。画面を見ながら構図や位置を決めるときに参考になります。



カメラやスマートフォンの設定で「グリッド線」をオンに！グリッド線を活用して、水平に気を付けた写真が撮影できます。

# 大雨の準備は万全ですか

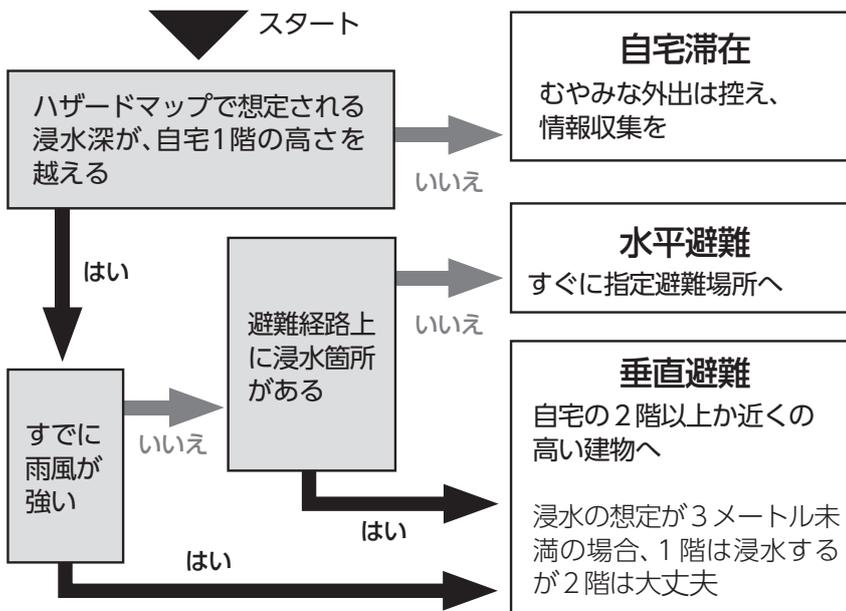
問合せ 総務課 庶務防災担当 ☎991-1895



近年の雨は、局地化や激じん化しており、予想困難で被害も大きくなる傾向にあります。台風や大雨などは地震と違い、天気予報などの情報から被害が発生する前に備えることができます。

これから大雨の季節です。突然の大雨に慌てないために家族で水害対策について相談し、事前の準備をしましょう。

## 避難行動フローチャート まずは洪水ハザードマップを確認！



雨が強い時や道路が浸水している時は、避難場所へ移動することがかえって危険になる場合があるので、天候が悪化する前に早めの行動をしましょう。



避難行動判定フロー

## 避難所の確認を

気象状況の危険性に応じて避難所を開設します。避難行動をする前に、必ず町ホームページやマップメール等で避難所開設情報を確認しましょう。

## 土のうの無償提供

集中豪雨や台風による冠水等の発生に備えて、土のうが必要なご家庭に配布を行っています。



配布方法 役場で直接配布しています

時間 平日 8:30~17:15 配布場所 役場敷地内倉庫

配布個数 1世帯当たり10袋程度

連絡先 総務課 庶務防災担当 ☎991-1895

- ・身体的な理由などで役場に取りに行けない方は、総務課にご相談ください。
- ・配布後の土のうの管理は、皆さんご自身にお願いしています。再利用又は自己処分をお願いします。
- ・降雨等により警戒体制の時は、提供できない場合がありますので、土のうが必要な方は事前に総務課へお越しくください。

## 早めの情報収集を

町からの災害に関する情報は防災無線やマップメールなど様々な方法で発信します

- マップメール登録アドレス  
t-matsubushi@sg-p.jp



- 架電サービス

電話番号を登録された方に、緊急性の高い防災情報等について、自動で電話をかけて合成音声でお知らせします。  
※事前に町への登録が必要です。

- テレドーム ☎990-9012

テレフォンサービスにより防災行政無線の放送内容を確認することができます。

- Yahoo! 防災速報アプリの活用

地震・豪雨などの災害情報から気象警報、防犯情報など幅広い情報をいち早く入手できます。



- 「緊急速報メール」で洪水情報を受信

江戸川や中川など国が管理する河川で氾濫の危険が高まったとき、緊急速報メール(エリアメール)が自動で発信されます。メールを受信したら、雨の降り方や河川の水位を「川の防災情報」で確認しましょう。



問合せ 国土交通省江戸川河川事務所  
☎04-7125-7311

- 地デジデータ放送をチェック

NHKにチャンネルを合わせ[dボタン]を押せば、雨量や河川の水位、避難所開設状況などが表示されます。

# 新型コロナウイルスワクチン4回目の接種について

問合せ ワクチン接種予約相談窓口 ☎0570-001-503

- ① 4回目接種対象者は、3回目接種を完了してから5か月以上の間隔をおいた次の方です。
  - ・60歳以上の方
  - ・18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方(接種の努力義務は適用されません)
- ② 60歳以上の方で対象となる方へ、順次4回目接種に係る接種券を発送しています。接種を希望する方は、お早めにご予約ください。
- ③ 18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有する方は、申請を元に順次接種券を送付しますので接種を希望する方は、広報まつぶし6月号(本紙)に折込みのハガキに必要事項をご記入の上、返送してください。
- ④ 1、2、3回目についても接種を行っております。7月は混雑が予想されます。ご希望の方は早めにご予約ください。

**重要**

## "必ずご確認ください" 児童手当制度の一部変更について

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

- 1 特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられ、令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

- 2 令和4年度から、毎年6月に提出している現況届が原則不要になります。  
受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

※ただし、例外的に引き続き現況届の提出が必要な場合もあります。

【詳しくは右のQRコードからご確認ください。】



## 買い物移動支援サービス モデル事業スタート

～社協の車で買い物へ行きますか？モデル地区(築比地、魚沼池区)の方参加者募集～

問合せ 松伏町社会福祉協議会 ☎991-2700

松伏町社会福祉協議会は、モデル地区(築比地地区、魚沼地区)にお住まいで食料品などの買い物に行くことが困難な高齢者等に対し、買い物移動支援サービスをモデル事業として実施します。

【事業開始日】 6月22日(水)

【実施回数】 週1回1便 (毎週水曜日午前 ※祝日、年末年始等を除く。)

【集合場所】 (1)築比地上農村センター(築比地2256) (2)関農民センター(魚沼1744)

【予定コース】 《集合1》築比地上農村センター ⇒ 《集合2》関農民センター ⇒ いなげや松伏店で買い物(30分程度) ⇒ 各々の利用者宅(付近)

【参加者定員】 6名

【参加費】 1回100円

【参加条件】 次の①～③のすべてに該当する方

①原則として、モデル地区にお住まいの方

②自動車の運転ができない、家族や専門職等から支援が受けられない等の理由で日常の買い物に支障をきたしている方

③一人で歩いて行動でき、自分で買い物ができる方

【参加申込み】 6月6日(月)9:00～(申込み順・電話のみ)

※詳しくは「社協だより6月号」をご覧ください。

【申込み・問合せ】 松伏町社会福祉協議会 ☎991-2700

### ボランティアさん 同時募集!!

集合場所から参加者の帰宅まで、参加者を見守っていただくボランティアさんを同時に募集します。

詳しくは、社会福祉協議会へご連絡ください。



# 再生可能エネルギー切り替えキャンペーン

～ゼロカーボンシティを目指して～

問合せ 環境経済課 生活環境担当 ☎991-1839

2050年に二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)を目指して、一般家庭における脱炭素社会への意識醸成を図るため「再生可能エネルギー切り替えキャンペーン」を行います。

再生可能エネルギーを利用した電力契約に切り替え、申し込みをいただいた方の中から抽選で景品を差し上げます。

▶**対象** 申込時に松伏町在住の世帯(申込みは1世帯1回のみ)

※1世帯1回のみとは、同一家で別世帯である場合において、電力会社との契約住所が同一である場合は1世帯とします。

▶**要件** 次の全てを満たす世帯

(1)令和4年4月10日から令和5年1月31日までに電力契約を再生可能エネルギーを使用したプラン(FITのみによる場合を除く)へ切り替えていること

※既に、再生可能エネルギーで発電された電力を使用している世帯が、再度、プランを変更して再生可能エネルギーで発電された電力の使用を開始した世帯(再生可能エネルギーで発電された電力の使用割合が変更前の契約よりも増えている場合に限る)を含む。

(2)申込者に町税の滞納がないこと

▶**申込み** 申込用紙と再生可能エネルギーで発電された電力に切り替えたことが分かる書類(契約書等)の写しを郵送、電子メール又は環境経済課窓口へ直接持参。

※申込用紙は町ホームページよりダウンロード又は環境経済課で配布

▶**申込期間** 7月1日(金)～令和5年1月31日(火)(必着)

▶**景品送付対象者の決定**

申込要件等を満たした申込者の中から抽選で景品送付対象者(20名)を決定します。

令和5年3月中に申込者へ抽選結果をお知らせします。

▶**景品・数量** まつぶし推奨特産品 20世帯分

▶**その他** (1)景品送付対象者の方には、町の脱炭素社会に向けた取り組みに関してご協力をお願いする場合があります。

(2)キャンペーン参加への感想等を伺い、広報まつぶし、町ホームページ等でご紹介する場合があります。

## 令和3年度 松伏町情報公開条例及び松伏町個人情報保護条例の運用状況について

問合せ 総務課 職員文書担当 ☎991-1896

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの松伏町情報公開条例及び松伏町個人情報保護条例の運用状況を公表します。

### 1 松伏町情報公開条例

公文書の開示の実施状況

実施機関	受付件数	処理件数			計
		開示	部分開示	不開示(不存在を含む。)	
町長	3	0	4	2	6
教育委員会	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0
合計	3	0	4	2	6

注1 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

注2 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の開示請求書で複数の公文書が開示請求の対象となる場合があるためです。

### 2 松伏町個人情報保護条例

(1)保有個人情報の開示の実施状況

実施機関	受付件数	処理件数			計
		開示	部分開示	不開示(不存在を含む。)	
町長	4	1	2	1	4
合計	4	1	2	1	4

注 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

(2)保有個人情報の訂正及び利用停止の請求の実績は、ありません。

※各条例に基づく請求内容等につきましては町ホームページに掲載されている「令和3年度松伏町情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書」をご覧ください。

## 町長コラム

感謝の気持ちを声に出そう！  
～日本の素晴らしい文化～



鈴木 勝

先日、公道を掃除してくれている人を見かけた。銀行や歩道橋付近でもよく見かける。心から感謝の意を申し上げたい。ありがとうございます。

感謝の「感」という文字は「<sup>がんだ</sup>雁垂れ」の中に「口(くち)」があり、外側には「心(こころ)」がある。心はあれど、言葉にならない状態とされ、感謝の「謝」は「言葉を発する(射)」ことによって、気持ちが落ち着く、とされている。要するに、「ありがとう！」という言葉を口に出して言うことが大切だということである。このコラムをもって、改めて地域を清掃していただいている方々に、感謝を申し上げます。「ありがとうございます。」

海外から日本を訪れた方が感激することは、日本人が花を育てている姿(風景)や自宅の敷地内だけでなく、自宅周辺(隣近所や公道など)まで清掃する姿であるという。これも日本文化の一つであると思うので、このような心ある文化を守っていききたいものである。

人権

それは 愛

## 無戸籍の問題について ～無戸籍者について知っていますか～

戸籍とは、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度です。

日本では子どもを出産した場合、法律に基づいた届け出を行うことにより、その子どもが戸籍に記載される規定となっています。しかしながら、何らかの理由により出生の届け出が行われない場合、戸籍に記載されない無戸籍者となってしまいます。このことにより、住民票も作成されず、教育や行政サービスが十分に受けられない、住む場所や就労の機会を失うなど、社会生活上の様々な不利益が生じ、深刻な問題となっています。

無戸籍者となる原因の多くが、国において法改正の議論が進められている「離婚後300日問題」にあります。現在の民法では、離婚後300日以内に生まれた子ど

## 松伏町消費生活センター 情報

### クーリング・オフってなに？ 通販では？

クーリング・オフは、事業者の突然の訪問や電話勧誘などで契約した後、冷静になって「やめたい」と考え直した際、一定期間内に無条件で契約解除ができる制度です。法律が認めた不意打性のある取引(訪問販売・電話勧誘・訪問購入・マルチ・エステなど)に適用できます。ネットやテレビなどの通信販売では不意打性はなく適用できないので、ご注意ください。

**事例1** 1週間前、突然来訪した事業者に屋根工事を勧誘され契約した。契約書はもらったが後から必要ないと考え工事をやめたい。

**事例2** ネットで化粧品を注文した後、他で同じ商品が安価で販売していた。注文をやめたい。

### 消費者生活センターからのアドバイス

**事例1** 訪問販売では、書面を受取ってから8日以内はクーリング・オフが可能です。ハガキなど記録の残る郵便で通知します。

**事例2** ネット通販はクーリング・オフができません。返品方法など規約を確認してから注文しましょう。

トラブルや、不安に思った時は、消費生活センターにご相談ください。契約がクーリング・オフ期間を過ぎても、適用取引でなくても取消せる場合があります。

### ひとりで悩まず すぐ相談！

消費者ホットライン

188 局番なし

松伏町消費生活センター

又は

☎984-7208

問合せ

教育文化振興課 ☎991-1873

企画財政課 ☎991-1815

もは前夫の子と推定されます。子が別の男性との間の子どもであっても前夫の子として戸籍に記載されます。そのことで、前夫の子どもと推定されることを避けるためや、DV(ドメスティックバイオレンス)等により前夫に子どもの存在を知られたくないなどの理由により、出生届の提出をためらう人がいることがわかっています。

あなたの周りに、戸籍や住民票が無く、学校へ進学できない、健康保険への加入ができないなどの社会生活が困難なことに悩んでいる人はいませんか。

全国の法務局・地方法務局及びその支局または市区町村の戸籍窓口では、無戸籍解消のための相談を受け付けています。